

●マイナンバーカードを持っており、かつ、保険証利用登録済の方…「資格情報のお知らせ」
資格情報のお知らせ(70歳未満の方)

〒○○○-○○○○
埼玉県新座市○○○丁目○番○号

令和○○年○○月○○日

新座 太郎 様 口

(お問い合わせ先)
〒352-8623
埼玉県新座市野火止一丁目1番1号
新座市役所 国保年金課
電話 048-423-3809

資格情報のお知らせ

交付者名 : 新座市
保険者番号 : 110304

あなたの加入する国民健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	増新	番号	1234567	(枝番) 01
氏名	新座 太郎			
フリガナ	ニイザ タロウ			
負担割合	**			
発効期日	*****			
適用開始年月日	令和○○年○○月○○日			
交付年月日	令和○○年○○月○○日			

スマートフォンをお持ちの方は、以下のQRコードからマイナポータルにログインすることで、
ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —

マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面を
マイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。
(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で
提示することで受診いただけます)。

下部を切り取ってご利用いただくこともできます。
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報のお知らせ

令和○○年○○月○○日 発行

交付者 : 新座市
保険者番号 : 110304

記号 増新 番号 1234567 (枝番) 01
氏名 新座 太郎

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

- 医療機関等ではマイナ保険証(健康保険証として利用できるマイナンバーカード)を御利用ください(マイナ保険証で対応できない場合は、このお知らせ及びマイナンバーカードを提示してください。)
- 70歳未満の方の一部負担金の割合は、3割です。ただし、義務教育就学前(6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで)の方は、2割となります。
- 一部負担金の割合の記載はありません。
- 資格情報に異動があった際に交付します。一斉更新はありません。
- 70歳になられる方には、**誕生月(1日生まれの方は誕生日前月)に新しい資格情報のお知らせを改めて送付します**(負担割合等が印字されているもの。下記を参照してください。)

資格情報のお知らせ(70歳～74歳の方)

〒○○○-○○○○
埼玉県新座市○○○丁目○番○号

令和○○年○○月○○日

新座 太郎 様 口

(お問い合わせ先)
〒352-8623
埼玉県新座市野火止一丁目1番1号
新座市役所 国保年金課
電話 048-423-3809

資格情報のお知らせ

交付者名 : 新座市
保険者番号 : 110304
有効期限 令和7年7月31日

あなたの加入する国民健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	増新	番号	1234567	(枝番) 01
氏名	新座 太郎			
フリガナ	ニイザ タロウ			
負担割合	〇割			
発効期日	令和○○年○○月○○日			
適用開始年月日	令和○○年○○月○○日			
交付年月日	令和○○年○○月○○日			

スマートフォンをお持ちの方は、以下のQRコードからマイナポータルにログインすることで、
ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —

マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面を
マイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。
(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で
提示することで受診いただけます)。

下部を切り取ってご利用いただくこともできます。
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報のお知らせ

令和○○年○○月○○日 発行

交付者 : 新座市
保険者番号 : 110304
有効期限 令和7年7月31日

記号 増新 番号 1234567 (枝番) 01
氏名 新座 太郎

負担割合 〇割 発効期日 令和○○年○○月○○日

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

- 医療機関等ではマイナ保険証(健康保険証として利用できるマイナンバーカード)を御利用ください(マイナ保険証で対応できない場合は、このお知らせ及びマイナンバーカードを提示してください。)
- 有効期限と発効期日と一部負担金の割合が印字されています。
- 70歳の誕生日の翌月(1日生まれの方はその月)以後対象となります。
- 次回の一斉更新(令和7年7月31日)までに75歳になられる方の有効期限は誕生日の前日です。
- 資格確認書と同様に一斉更新(毎年7月31日)されます。